

大阪府内で自転車をご利用される方へ

大阪府では、平成28年7月1日より「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、**府内で自転車を利用される人すべてに「自転車賠償保険」への加入が義務となりました。**

その条例を受け、一般社団法人自転車安全対策協議会では「**安価**」で「**簡単**」に「**どなたでも**」ご加入していただける『おおさか府民の自転車保険』をご用意しました。

この自転車保険は、条例で加入が義務化となりました自転車賠償保険にも対応しており、年間掛金1,310円(月あたり約110円・プランAの場合)で1億円の自転車事故における賠償補償がついております。また安心の示談交渉サービスもついておりますので、ぜひこの機会にご加入をお勧めします。

一般社団法人 自転車安全対策協議会

自転車保険の
加入が**義務化**
となりました。

自転車保険に加入しよう！

ご存知ですか、**自転車**の事故

加害者になってしまうと、
高額な賠償金が生じることがあります。

©2014 大阪府もすやん



高額賠償事例

賠償額

約**9,500万円**



男子小学生が女性と衝突。女性が意識不明となり、事故を起こした
小学生の母親に9,521万円の賠償を命令 (神戸地方裁判所 平成25年7月4日判決)

1



突然の自転車事故！

2



事故が原因で重度の後遺障害を被った
ために、高額な賠償金が裁判で決定！

3



自転車事故に備えた賠償保険に
入っていたので！

4



相手との賠償交渉も保険会社の
スタッフに任せて安心、解決へ！

ご自身・ご家族の自転車事故に備えていますか？

平成27年

自転車乗用中の事故

90,407件

死傷者の半数以上が

自転車事故死傷者数

88,888件

未成年と高齢者です。

出典:平成29年中の交通事故の発生状況(警察庁交通局)

およそ**5分20秒**に

1件の割合で、**自転車事故**が
発生しています。



お問い合わせ先

【受付時間】

◆平日：午前9時～午後5時

契約変更・口座振替・加入者票
に関するお問い合わせ
取扱代理店

保険の内容に関する
お問い合わせ
引受保険会社

自転車保険
事故受付
専用
ダイヤル

一般社団法人 自転車安全対策協議会
[関西支部]〒530-0041 大阪市北区天神橋2丁目北1番21号

損害保険ジャパン株式会社 大阪金融公務部第一課
〒550-8577 大阪府大阪市西区江戸堀1-11-4
損保ジャパン肥後橋ビル18階

TEL 06-6449-1238 FAX 06-6449-1388

サイクルゴー
0570-031965

万一事故にあわれた場合は、ただちに下記事故受付専用ダイヤルまたは損保ジャパン、取扱代理店までご連絡ください。実際に発生した事故連絡のみ受付しておりますので、それ以外については上記にご連絡ください。

受付時間
24時間365日

サイクル
0120-70-3190

事故のご連絡の際は、必ず
「おおさか府民の自転車保険」の
ご利用の旨をお伝えください。

指定紛争解決機関

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に
解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター



0570-022808

【受付時間】平日：午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)
・詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(http://www.sonpo.or.jp/)
<通話料有料>

・取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。
したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。

・加入者票は大切に保管してください。また、口座引去後2か月を経過しても加入者票が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

●このパンフレットは、概要を説明したものです。詳しい内容については、自転車安全対策協議会までお問い合わせください。



大阪府



一般社団法人

自転車安全対策協議会

Bicycle Safety Council

一般社団法人自転車安全対策協議会は、大阪府と事業連携協定を締結し、大阪府の「自転車の安全で適正な利用」施策を支援しています！

一般社団法人 自転車安全対策協議会

自転車安全対策協議会「自転車会員サイクルメンバーズ入会申込書」兼「おおさか府民の自転車保険加入依頼書」

加入依頼日 20 年 月 日

自転車安全対策協議会の「自転車会員サイクルメンバーズ」に入会します。また、自転車会員の特典であります。「おおさか府民の自転車保険」へも加入をします。なお、更新時に当方は契約団体からの特段の申し出がない限り自動的に更新手続きを取ることを承認します。

なお、すでにご加入の方は、自動更新されますので加入手続きは不要です。

加入依頼者（入会申し込みをされる方）

必ずご記入ください

電話番号

携帯電話番号

住所

フリガナ（カタカナ）

（漢字）姓 名

性別 男 ① 女 ②

生年月日

大 昭 平

年 月 日

被保険者（補償の対象となる方）

必ずご記入ください

電話番号

携帯電話番号

住所

フリガナ（カタカナ）

（漢字）姓 名

性別 男 ① 女 ②

生年月日

大 昭 平

年 月 日

ご加入プランを○で囲んでください

個人型

A 年間掛金 1,310円

B 年間掛金 1,950円

家族型

C 年間掛金 2,720円

D 年間掛金 3,990円

サイクルメンバー入会のみご希望の方は問合せ窓口までご連絡ください

本商品を知ったきっかけは？
☐ 学校からの紹介
☐ 自転車店での紹介
☐ インターネット
☐ その他（ ）

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収加）

収納企業名 三菱UFJ ニコス株式会社（NICOS）

振替日・払込日 27日（休業日の場合はその翌営業日）

私は、三菱UFJニコスから請求された金額を私名義の預金から口座振替により支払うことにしたいので、下記の預金口座振替規定事項を認約のうえ依頼します。なお、本書は三菱UFJニコス以外の請求については使用できないものとします。

金融機関お届け印（お届けサイン）

金融機関使用欄

取扱い店日附印

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。

※不備返送先 〒274-8790 日本郵便株式会社船橋東郵便局私書箱30号 三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

金融機関お届け印（お届けサイン）

金融機関使用欄

取扱い店日附印

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、下記該当箇所に○印をつけて三菱UFJニコスへご返送ください。

※不備返送先 〒274-8790 日本郵便株式会社船橋東郵便局私書箱30号 三菱UFJニコス株式会社 中央システムセンター 宛

料金受取人払郵便

530-8790 189

差出有効期間 2022年1月31日まで

切手を貼らずにご投函ください

定形郵便物

大阪市北区天神橋2丁目北1番21号 八千代ビル東館2階

（一社）自転車安全対策協議会 行 「おおさか府民の自転車保険事務局」係

お申込みの方は

ご入会・保険のお申込みのスケジュール

毎月10日、25日が 入会締切日となります。

毎月の申込締切日（申込書の到着日）	10日	25日
「おおさか府民の自転車保険」補償開始日	当月の15日 午前0時より	翌月の 1日 午前0時より
加入者票のお届け日	翌月の 初旬頃	翌々月の 初旬頃
口座振替日※	翌月の 27日	翌々月の 27日

※口座振替日が、土日祝の場合は、翌営業日となります。

加入依頼書の郵送方法

①加入依頼書をご記入のうえ、キリトリ線で切り取ります。

②定型封筒をご用意いただき、加入依頼書を封入します。

③左記の宛名ラベルを線で切り取り、ご用意いただいた定型封筒に貼り付けてください。
※糊付けは、はがれないようにしっかりと貼り付けてください。

④封筒の裏面に、お客さまの住所、氏名をご記入ください。

⑤切手を貼らずに、このままポストへご投函ください。

＜表＞

＜裏＞

料金受取人払郵便

530-8790 189

差出有効期間 2022年1月31日まで

切手を貼らずにご投函ください

定形郵便物

大阪市北区天神橋2丁目北1番21号 八千代ビル東館2階

（一社）自転車安全対策協議会 行 「おおさか府民の自転車保険事務局」係

預金口座振替規定 ※ゆうちょ銀行を除く

1. 預金の支払手続については、当座勘定約定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金払戻請求書を提出いたしませんから貴店所定の方法で処理してください。なお、振替日が変更された場合は請求書に記載された日付をもって処理されてもさしつかえありません。

2. 指定預金口座の残高が振替日において引落請求票の金額に満たないときは、私に通知することなく引落請求票を返却されても又、指定日以降に再度振替えられても異議ありません。

3. この預金口座振替契約は貴店が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議ありません。

4. 表記顧客番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてさしつかえありません。

5. この取引について十分に紛議が生じても貴店あるいは三菱UFJニコス株式会社の責によるものを除き、すべて私と収納依頼企業との間において解決するものとし、貴店および三菱UFJニコス株式会社には一切ご迷惑をかけません。以上 ※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

インターネットからお申込みができます。
詳しくはホームページまで

おおさか府民の自転車保険

検索

https://osaka-hprtsa.jp

インターネットをご利用になれない方のためのお問い合わせ窓口

0570-031965

（平日の午前9：00から午後5：00まで）

お電話での問い合わせは大変混雑が予想されます。
入会をご希望の方は郵送でのお問い合わせをおすすめします。

☐ 郵便番号 ☐ 住所 ☐ お名前 ☐ 電話番号

上記内容をご記入のうえ右記までご連絡ください。

【郵送先】

〒530-0041

大阪市北区天神橋2丁目北1番21号
自転車安全対策協議会
事業部宛

〈宛名ラベル〉

おおさか府民の自転車保険

(自転車総合保険)

自転車会員サイクルメンバーズ入会のご案内

大阪府では平成28年7月1日より大阪府自転車条例が施行され、自転車保険の加入が義務化となりました。自転車安全対策協議会では大阪府民の皆さまにご利用いただける自転車保険をご用意しました。自転車会員サイクルメンバーズ(入会費無料)にご入会いただくと「おおさか府民の自転車保険」にご加入いただけます。

[自転車に乗られる方で、自転車保険未加入の方は今すぐお申込みを!] 毎月10日と25日がお申込締切日です。

もしもの自転車の事故に備えましょう

相手への補償

日本国内において、被保険者の方が、自転車の所有、使用または管理に起因して、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

業務中の賠償事故について

業務で自転車を利用中に起こした賠償事故は補償の対象とはなりません。通常の通通勤途中の自転車事故は補償されます。

ご自身の乗っている自転車の修理費用は補償の対象となりません。



ケガの補償

日本国内において、被保険者の方が次のような事故によってケガを被った場合に死亡・後遺障害保険金、入院保険金(プランAは除きます。)をお支払いします。業務で自転車を利用中の傷害事故も補償されます。

- ・自転車に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ
- ・他人が運行中の自転車との衝突・接触事故によるケガ



月あたり
約**110円**
程度のご負担で
最高**1億円**の
賠償補償!

※プランA年間1,310円の
月換算として

年間掛金です

プランごとの掛金と補償内容

(保険期間1年)

すべてのプランに
安心の示談交渉サービス付

ケガの補償が個人型

ケガの補償が家族型

賠償補償(相手への補償)

傷害補償(ケガの補償)

プランの特長

プランA

1,310円/年間

損害保険料960円、自転車年会費・制度運営費(*)を含みます。

プランB

1,950円/年間

損害保険料1,600円、自転車年会費・制度運営費(*)を含みます。

プランC

2,720円/年間

損害保険料2,370円、自転車年会費・制度運営費(*)を含みます。

プランD

3,990円/年間

損害保険料3,640円、自転車年会費・制度運営費(*)を含みます。

全てのプランに
ご家族全員の自転車事故における
賠償責任(相手への補償)がついています!
安心の充実補償
(ご家族全員が対象)



賠償責任
補償額

1億円

自己負担額(免責金額)はありません!

対象

加入依頼書の被保険者欄に記載された方**おひとり**が補償されます。

死亡・後遺障害保険金

100万円



対象

加入依頼書の被保険者欄に記載された方**おひとり**が補償されます。

死亡・後遺障害保険金

500万円



入院保険金(日額)

2,000円



(注)通院は補償されません。
(注)入院は事故の日から180日以内の入院を補償

- 傷害補償は、加入依頼書の被保険者欄に記名をされた個人を補償します。
- 「プランB」には、入院補償として事故の日から180日を限度に入院保険金日額が2,000円ついておりますのでお勧めします。

対象

家族全員

※加入依頼書の被保険者欄に記載された方によって補償の対象となるご家族の範囲が異なる場合があります。

死亡・後遺障害保険金

500万円

上記以外のご家族

300万円

入院保険金(日額)

2,000円

(注)通院は補償されません。
(注)入院は事故の日から180日以内の入院を補償

- 傷害補償は、加入依頼書の被保険者欄に記名をされた個人の補償に加え、そのご家族全員(無記名で自動的に補償に含まれます。)のおケガの補償もついたプランです。
- ご家族で2人以上の方が自転車に乗られる場合は、家族型がお得です。

(※) 制度運営費とは、この保険制度の運営上必要な費用(事務手数料等)に充当するための費用です。
(注) 保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

この保険のあらましと補償内容

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

商品の仕組

この商品は、自転車総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

保険契約者

一般社団法人 自転車安全対策協議会(以下、協会)

保険期間

保険期間は毎月1日または15日の午前0時から1年間となります。
※ご加入後の継続契約は応当日の午後4時から開始となります。新規・継続ともに満期日の午後4時に契約は終了します。

申込締切日

毎月10日締切 同月15日開始、
毎月25日締切 翌月1日開始

引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。

●加入対象者: 自転車会員サイクルメンバーズ

●被保険者: 自転車会員サイクルメンバーズまたはご家族(配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族)の方を被保険者としてご加入いただけます。

【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族(被保

険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子)も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。

●お手続方法: 下表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の取扱代理店までご送付ください。

ご加入対象者	お手続方法
新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」に必要事項をご記入のうえ、ご提出いただきます。 ※加入依頼書、専用封筒
既加入者の皆さま	満期前に継続確認のご案内を郵送させていただきます。そのまま継続される方は一切の手続きは不要です。脱退または変更を希望の場合は裏面記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

●保険料払込方法:

補償開始月の翌月27日(土日祝日の場合は金融機関の翌営業日)にご指定いただいた口座より引落とし。

●万一、口座から引落としいただけなかった場合は払込票によりお支払いください。再度、お払込みいただけない場合には補償開始日に遡って補償できなくなりますのでご注意ください。

●お申込みについて:

毎月受付を行っています。毎月10日と25日で代理店到着をもって申込みを締め切ります。

10日までに受付させていただいた会員は同月15日午前0時より、25日までに申込みいただいた会員は翌月1日午前0時より補償を開始し、保険期間は翌年保険始期日応当日の午後4時までとなります。

●中途脱退: この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店までご連絡ください。

●団体のご加入人数が2名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●満期返れい金・契約者配当金: この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容(保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)

被保険者が、日本国内において、自転車事故（自転車搭乗中の急激かつ偶然な外来の事故[※]または運行中の自転車に衝突・接触された事故）によりケガをされた場合等に、保険金をお支払いします。

ご注意 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

※「急激かつ偶然な外来の事故」について、

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

ご注意 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任（国内のみ補償）	日本国内において、自転車の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、被保険者[※]が法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は、賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ※被保険者とは次の方をいいます。 ① 本人 ② 本人の配偶者 ③ 本人またはその配偶者の同居の親族 ④ 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤ 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎります。）。 ⑥ ②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。 ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。	① 故意 ② 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③ 地震、噴火またはこれらによる津波 ④ 被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤ 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦ 被保険者の心神喪失に起因する損害賠償責任 など

ご注意 補償内容が同様のご契約（※1）が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください（※2）。

- （※1） 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- （※2） 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化（同居から別居への変更等）により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	① 故意または重大な過失 ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。^{※1}
後遺障害保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4％～100％をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝ 死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合（4％～100％）	③ 戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^{※2}を除きます。）、核燃料物質等によるもの ④ 地震、噴火またはこれらによる津波 ⑤ 自転車による競技、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ただし、保険金をお支払いしないのはその被保険者の被った傷害にかぎります。^{※1}
入院保険金	日本国内において自転車事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険日額をお支払いします。 入院保険金の額＝ 入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から180日以内)	⑥ 頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^{※3}のないもの など

- ※1 家族型の場合
- ※2 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
- ※3 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

用語のご説明

用 語	用語の定義
自転車	ベダルまたはハンド・クラックを用い、かつ、人の力により運転する2輪以上の車（レールにより運転する車、身体障がい者用車いすおよび幼児用の3輪以上の車を除きます。）およびその付属品（積載物を含みます。）をいいます。
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方^{※1}および同性パートナー^{※2}を含みます。 ※1 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 ※2 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 （注）内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思（同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思）をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親 族	6親等以内の血族、配偶者または3親等以内の姻族
未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

- クーリングオフ
 この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。
- ご加入時における注意事項
 - ご加入の際は、加入依頼書等の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- ご加入後における留意事項
 - 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
 - 期間中のプラン変更はできません。
- <重大事由による解除等>
- 保険金を支払わせる目的でケガ等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
 - <他の身体障害または疾病の影響>
 - すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

- 責任開始期
 保険責任は保険期間初日の午前0時に始まります。
 - ※第1回の申込締切日以降にご加入の場合は、毎月10日と25日受付。10日受付分は同月15日に、25日受付分は翌月1日に保険責任が始まります。ご加入後の継続契約は応当日の午後4時から開始となります。

- 事故がおきた場合の取扱い
 - 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめてください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

ご注意 日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類 (例) 保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類 (例) 傷害状況報告書、事故証明書	など
③	傷害の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類 (例) ①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検案書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、休業損害証明書、源泉徴収票 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高 等営業状況を示す帳簿（写）	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類 (例) 同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類 (例) 示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類 (例) 他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
ご注意 事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

ご注意 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

- 保険金をお支払いできない主な場合
 本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

- 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
 この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、加入時の条件により、ご加入の保険期間のうち未経過であった期間（保険期間のうちまだ過ぎていない期間）の保険料を返れいする場合があります。

ご注意 家族型の場合、ご加入後、被保険者が死亡され、被保険者がいなくなった場合は、その事実が発生した時にその家族に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって家族全員が死亡された場合は、その保険金が支払われるべきその家族の保険料を返還しません。個人型の場合、ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- 保険会社破綻時の取扱い
 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

- 個人情報の取扱いについて
 - 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（https://www.sompo-japan.co.jp/）をご覧くださいるか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

- 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。
 - ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
 - ☐ 保険金額
 - ☐ 保険期間
 - ☐ 保険料、保険料払込方法
 - ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと
- ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。
 以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。
 - ☐ 被保険者（保険の対象となる方）の「生年月日」（または「満年齢」）、「性別」は正しいですか。
 - ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
 - ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

【家族型にご加入になる方のみご確認ください】

 - ☐ 被保険者（保険の対象となる方）の範囲についてご確認いただきましたか。
- お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。
 - ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。